東京都自然公園条例施行規則(平成十四年東京都規則第百二十七号)新旧対照表(抄)

改	改正案		778	現行	
次(現行のとおり)			目次 (略)		
条から第六十九条まで	(現行のとおり)		条		
現行	こおり)		(略)		
別表第三(第四十六条関係)			別表第三 (第四十六条関係)		
土地の使用料			一土地の使用料		
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
立八丈植物公園 東京都立大島公園及び東京都	とおり)	(現行のとおり)	立八丈植物公園 東京都立大島公園及び東京都	(略)	(略)
東京都立小峰公園	とおり)	八十八円	東京都立小峰公園	(略)	八十九円
東京都立奥多摩湖畔公園	(現行の	七円	東京都立奥多摩湖畔公園	(略)	田士
	とおり)		東京都立羽伏浦公園及び東京	(略)	(略)
都立多幸湾公園東京都立羽伏浦公園及び東京	とおり)	(現行のとおり)	都立多幸湾公園	Ĭ,	
二 建物の使用料			二 建物の使用料		
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	とおり)	一万七千八百円	東京都立大島公園第二号売店	(略)	一万八千百円
東京都立八丈植物公園売店	とおり)	七千四百円	東京都立八丈植物公園売店	(略)	七千六百円

第一号様式から第五十二号様式まで別記 別表第四及び別表第五 (現行のとお (現行のとおり)

(現行のとおり)

第一号様式から第五十二号様式まで別記 別表第四及び別表第五 (略)

(略)